

# 第2回 民間投資による良質な都市緑地の確保に 向けた評価の基準に関する有識者会議 説明資料

# 有識者会議の目的・検討事項

## ■ 有識者会議設置の目的

- 令和5年6月に「民間投資による良質な都市緑地の確保に向けた評価のあり方検討会」の中間とりまとめを公表し、緑の評価制度の必要性・方向性が示されたところ。
- 国土交通省では具体的な緑の評価制度の構築に向けて、必要な意見の聴取を行うための有識者会議を開催し、聴取した意見に基づき国が第三者機関をオーソライズし、制度運用を行うための基準を策定していく。
- その際、基準案の妥当性の検証を目的に、実際の緑地をモデルサイトとしたフイージビリティスタディを実施する。

## 本有識者会議の検討事項

国が第三者機関をオーソライズし、制度運用を行うための基準について、フイージビリティスタディを踏まえた上で、以下の構成で検討・議論。

### (1) 評価制度に関する基準

#### ① 評価の対象となる事業の考え方

評価の対象、タイミング、有効期限、規模要件等

#### ② 評価方法・項目

具体的な評価方法や項目の内容、重み付けや必須・選択項目の考え方等

### (2) 第三者機関の評価体制に関する基準

#### ③ 第三者機関の評価体制等

第三者機関の適確性を判断するための基準（体制等）

モデルサイトにおける  
フイージビリティ  
スタディ

※各検討事項について、フイージビリティスタディを重ねて徐々にブラッシュアップを図る

R5年度

- **第1回有識者会議** (10月25日(水) 15時~17時)
  - 議題1 : 評価制度に関する基準について
  - 議題2 : プレトリアル審査について
- **第2回有識者会議** (12月14日(木) 13時~15時)
  - 議題1 : 評価制度に関する基準について

- **第3回有識者会議** (2月16日(金) 予定)
  - 議題1 : 第三者機関の評価体制に関する基準について
  - 議題2 : 基準(案)について
  - 議題3 : トリアル審査について

R6年度

- **第4回有識者会議** (6月頃)
  - 議題 : 基準(案)の検証について  
(トリアル審査の状況を踏まえた議論)
- **第5回有識者会議** (8月頃)
  - 議題 : 基準(案)のとりまとめについて  
(トリアル審査の結果を踏まえた議論)

# 第1回有識者会議(R5.10.25開催)の主なご意見

## 【評価・認証制度のレベルやランク分けについて】

### <レベルについて>

- 投資家等の国際的なステークホルダーから、この程度 of 取組で認証が取れるのか、と思われないうにすることが必要。取得の難易度が高い制度にすべきと考える。
- 国の認証制度は高いレベル感を目指すというのが現時点の共通認識かと思う。
- 緑地の上位何%を対象にするというようなことを決めなければ、議論ができないのではないか。

### <ランクについて>

- 一定水準以上の水準を超えたものに対しての合否だけでなく、さらに上を目指すインセンティブが生まれるようランク付けをするのがよい。
- 一定のレベルを確保した後にさらにランクが分かれることに賛成である。

## 【既存の認証制度との関係について】

- 既存の認証制度は、国の認証を目指す者のための民間認証という棲み分け方も考えられる。

## 【緑地の規模要件、複数の緑地や隔地等について】

### <緑地の規模>

- 国の認証制度をレベルの高い制度にするならば、300 m<sup>2</sup>という規模は小さい。認証取得に求められる機能を発揮するのは難しいと思われる。
- 土地の中で緑が多い部分だけを半分にして、そこだけ申請をするということがあり得る。敷地の規模要件もあったほうが良い。

### <複数の緑地や隔地等>

- 国の認証制度として、認証を取得した緑地が地域にも効果を発揮し、波及させるようなメカニズムを持った制度になるべきだと思う。そのため、複数の緑地のネットワーク化を認めるべき。
- ハイラインのように、周辺街区に良い影響を及ぼしている事例があるため、ぜひ隔地や連担を対象としてほしい。
- 1つの面積は300m<sup>2</sup>だが、複数の緑地を合計して1,000m<sup>2</sup>を超えるものも認めるということが考えられるのではないか。
- 離れた緑地を対象とするにあたり、ガバナンスやマネジメントにおいて誰が主体なのかは検討が必要である。
- 認証制度の対象地・対象者について、場所の管理者や所有者だけでなく、別の事業者や街区公園も含むことが考えられる。 3

# 第1回有識者会議(R5.10.25開催)の主なご意見

## 【評価項目について】

### <気候変動対策について>

- 外部空間について、舗装路面のエンボイドカーボンが大きいいため、これをきちんと計算したり、ファニチャーも自然に還る素材を優先的に使うべきという世界的なトレンド。

### <生物多様性の確保について>

- 在来種の比率が多いことよりは、地域性種苗の使用が最高ランクになるのではないか。
- 地価が高い都心部では自然地形がほとんどないため、自然地形の保全と既存樹木の保全はレベル感が異なる。
- TNFDやCDPの動向を踏まえると、「生物多様性の確保」の大項目を「生物多様性・自然資本」としても良いと思う。
- 生物多様性の評価項目について、より良くするというネイチャーポジティブな取組が評価される制度にしてもらいたい。

### <Well-beingの向上について>

- Well-beingの向上の評価項目について、「社会的インパクト不動産」の考え方をに入れてはどうか。ベースから順に、安全・尊厳、心身の健康があり、次に、豊かな経済、最後に魅力ある地域がある。
- にぎわい創出は非常に重要。評価項目に入れるべき。

### <その他>

- 計画段階の事業と運用段階の事業について、どちらも同じ評価項目を用いることで問題ない評価項目と、そうはいかない項目があると思うため、議論したほうが良い。
- 評価項目の満点を超えて先進的な取組をどう評価するのか。

## 1. 制度の位置付け

目指す水準

**論点1**

今回の制度はどのような水準(レベル)を目指すか。

## 2. 対象事業の考え方

事業	対象事業	(ア)新たに緑地を創出し、管理する事業 (イ)既存の緑地の質の確保・向上に資する事業
	評価のタイミング	事業の計画段階からの評価・認定 (定期的なモニタリングも併せて実施)
期限	有効期限・更新等	○有効期限は、取得日から「5年」として、希望すれば更新審査を経て更新を可能とする。 ○1年ごとに事業者が定期報告するスキームとする。 ○定期報告等により評価基準に適合しない計画内容が確認された場合、助言等や改善命令を行い、その上で、改善命令にも従わない場合は取り消しとする。
主体	対象主体	民間事業者(地方公共団体も含む) (対象となる土地の地権者若しくは地権者から同意を得て事業を行う者)
	主体の変更	計画の変更手続きを経ることで、その時点での評価は継続する。
場所	対象範囲	都市計画区域内の緑地 (樹林地、草地だけでなく人工地盤上の緑地や屋上・壁面緑化、農地等まで含む都市緑地法における緑地)
	緑地の規模等	<b>論点3</b> 対象となる緑地の規模等をどのようにすべきか。(※継続)

## 3. 評価方法・評価項目

評価方法	必須・選択	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コア項目は、どの地域にも共通して取り組むべき課題は「必須項目」、地域の実情を踏まえ取り組む課題は「選択項目」とする。</li> <li>○選択項目については、評価を受けようとする者がターゲットとなる項目を選択する。</li> <li>○ベース項目は、全て「必須項目」とする。</li> </ul>
	配点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ベース項目は、点数化しない。</li> <li>○コア項目は、必須項目・選択項目ともに点数化し、以下の配点とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・必須項目は選択項目よりも高い配点を行う。</li> <li>・必須項目、選択項目の各項目は同じ配点とする。</li> <li>・特に地域の価値向上をもたらす取組については、選択項目の中でも高い配点とする。</li> </ul> </li> <li>○コア評価の合計点の一定割合以上で基準を満たすものとする。</li> </ul>
評価項目	評価の視点	「気候変動対策」「生物多様性の確保」「Well-beingの向上」の3つの視点とともに、「マネジメント・ガバナンス」、「土地・地域特性の把握・反映」の視点で評価する。
	評価項目全体	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"> <b>論点4</b> </div> <b>評価項目全体(項目の過不足や順番等)や各評価項目の具体的な内容について、前回委員意見等を踏まえ、どうあるべきか。</b>
	各評価項目の具体的な内容	

# 論点1 どのような水準(レベル)を目指すか。

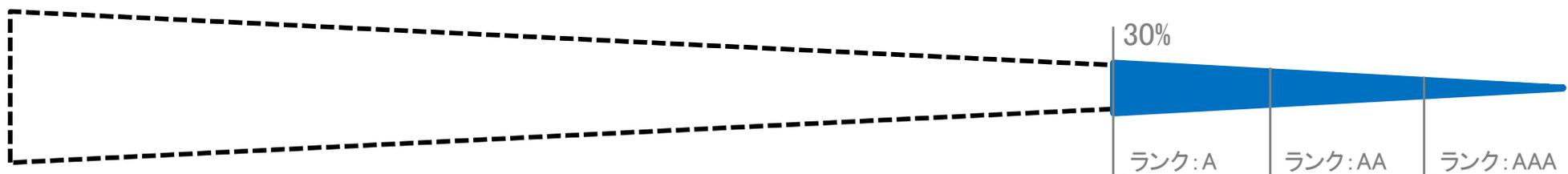
- 本制度の目指すべき水準については、前回意見を受け、国の制度として、国際的に評価されるものとなるため高い水準を目指す。
- 水準の高さの目安について、世界で最も広く利用されているグリーンビルディング評価システムであるLEEDについては、市場を変革するためのツールとして、市場の上位25%の建築物を認証するよう設計され、残りの75%は上位25%に牽引されると想定され、市場全体の水準が引き上がっていくという発想。
- ⇒本制度についても、本制度を通じて緑地に関する市場を変革していく観点から、その目指すべき水準としては、上記の目安に裾野をより広げる視点を加味し、民間事業者等による事業によって創出・保全される緑地の上位30%を対象とすることはどうか。
- ⇒また、ランク分けをする場合、一番下位のランクのラインを上位30%とすることはどうか。

「この認証制度は、上位25%の建築物を認証することを目的としている。これらの建築物はリーダーとみなされた。この制度は、市場の残りの75%を含むようには設計されていなかった。残りの市場も上位25%に追随すると想定されていた。このように、市場が改善するにつれて、LEEDは上位25%の水準を高めるために継続的に発展し、市場の残りの部分は完全な市場変革に向けて継続的に追随するというのが主な戦略であった。」

Scot Horst, “Beyond the horizon”, U.S. Green Building Council, 8 Dec 2023

U.S. Green Building Councilサイト([Beyond the horizon | U.S. Green Building Council \(usgbc.org\)](https://www.usgbc.org/beyond-the-horizon))より引用(事務局にて仮訳)

(本制度のレベルの目安・ランク分けのイメージ)



## 論点1 どのような水準(レベル)を目指すか。

○制度として高い水準を目指すことを前提とした場合、そのメリットやデメリットを踏まえ、どのようなことに留意すべきか。

(想定されるメリット・デメリット)

### ○メリット

#### <制度に対する信頼性>

- ・海外含め投資家からの認証制度に対する信頼性を高めることが期待され、投資家への投資判断へのさらなるアピール材料として活用が期待される。

#### <社会的波及>

- ・認証制度が建設・不動産業界や自治体にとって緑地創出・保全の指針となることで、今後の緑地事業全体の質の底上げが見込まれる。

#### <既存の評価制度との連携>

- ・既存の評価制度と国の制度との差別化が可能となる。

### ○デメリット

- ・申請数が限られるため、市場からの認知が低くなることや社会への普及に時間を要する可能性。
- ・整備・管理に一定の資金力が必要になり、申請者が一部の事業者のみとなる可能性。



特にこれらのデメリットへの対応策について、ご意見をいただきたい。

## 論点2 計画段階と運用段階の事業で評価をどのようにすべきか。

○評価の考え方として、(ア)新たに緑地を創出し、管理する事業、(イ)既存の緑地の質の確保・向上に資する事業を共通の評価方法で評価することの更なる議論の必要性についてご意見を頂いたところ。「事業の計画段階からの評価」について、改めて整理すると以下のとおり。

- ✓ 評価のタイミングや対象は、(ア)、(イ)のいずれもこれから取り組む事業の**実施前に、実施計画を評価**。
- ✓ 実施計画の内容は、(ア)①整備計画(新規整備)＋②維持管理計画・モニタリング計画、(イ)①整備計画(再整備、機能増進)＋②維持管理計画・モニタリング計画(もしくは②のみ)

○上記を踏まえると、「**計画期限の想定される緑地の状態**」を見据えて評価することとなる。

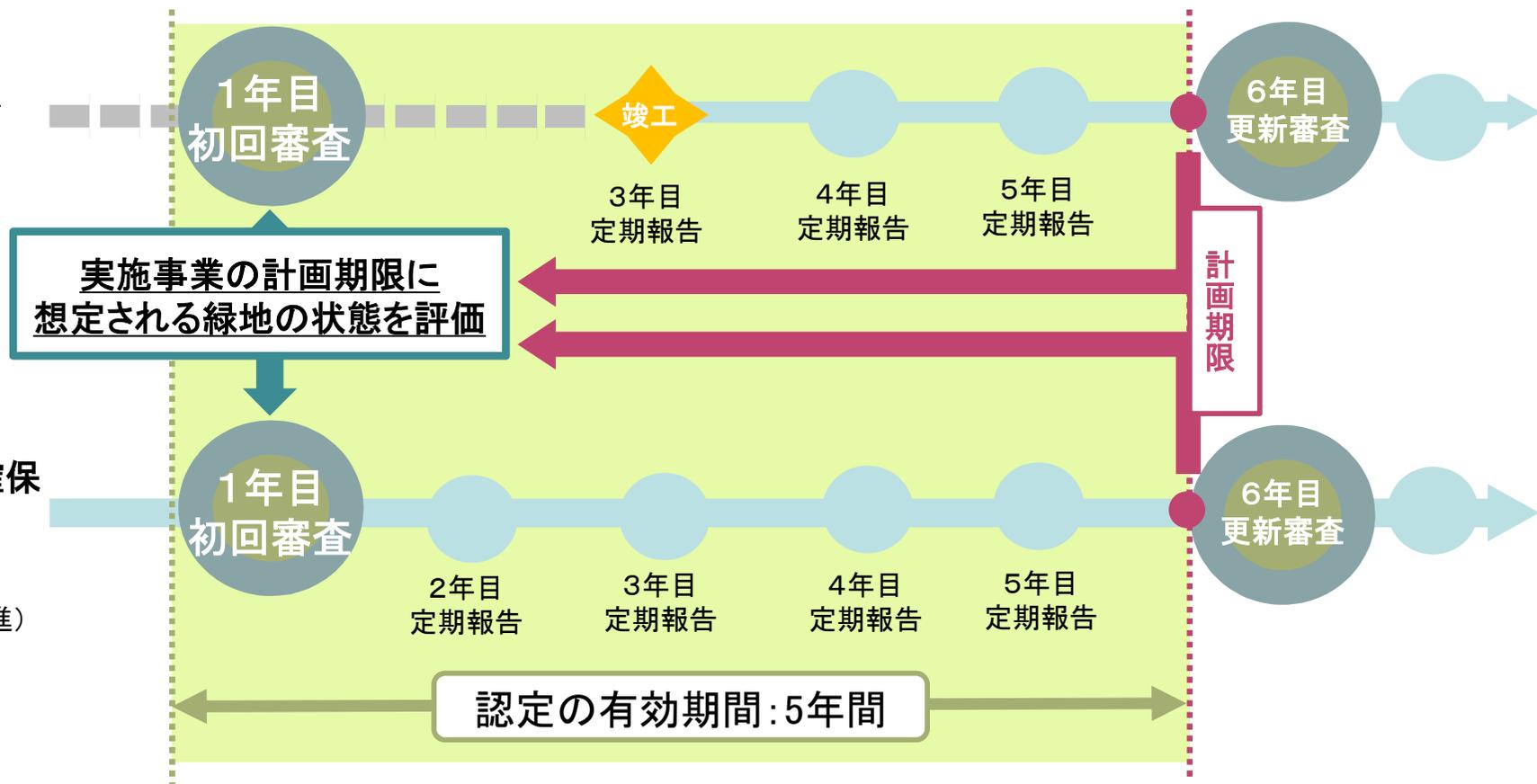
### ■評価の対象のイメージ

(ア)新たに緑地を創出し、管理する事業

- <評価する実施計画>  
①整備計画(新規整備)  
＋  
②維持管理計画・モニタリング計画

(イ)既存の緑地の質の確保・向上に資する事業

- <評価する実施計画>  
①整備計画(再整備、機能増進)  
＋  
②維持管理計画・モニタリング計画(もしくは②のみ)



○具体的な評価項目において、(ア)新たに緑地を創出し、管理する事業、(イ)既存の緑地の質の確保・向上に資する事業(※このうち、維持管理を行い緑地の質を維持する事業の場合)、それぞれの評価のイメージ例は以下のとおり。

**【評価項目No.1】CO2吸収源としての高木植栽・育成を行っているか。(=そのような計画となっているか)**

	評価方法	確認書類	
		想定される緑地の状態を確認する書類	補足資料(確実性等の確認)
(ア)	計画期限の時点で想定される高木数等からCO2固定量を算出し確認	植栽計画図、植栽樹木種リスト等	CO2固定計算書、管理計画書等
(イ) (維持管理のみ)		現況植栽図、植栽樹木種リスト等	CO2固定計算書、管理計画書等

**【評価項目No.2】森林資源の循環に貢献する木材利用を行っているか。(=そのような計画となっているか)**

	評価方法	確認書類	
		想定される緑地の状態を確認する書類	補足資料(確実性等の確認)
(ア)	計画期限の時点で想定される施設に利用されている木材の状況を確認	施設配置計画図、設計特記仕様書等	木材産地証明書、管理計画書等
(イ) (維持管理のみ)		施設配置現況図、現場説明書等	木材産地証明書、出荷証明書、管理計画書等

**【評価項目No.28】身体的な健康の増進に資する施設やプログラムがあるか。(=そのような計画となっているか) ※プログラム部分について**

	評価方法	確認書類	
		想定される緑地の状態を確認する書類	補足資料(確実性等の確認)
(ア)	計画されているプログラムの内容や頻度を確認	年間運営計画等	プログラム運営予定者との調整状況等が分かる資料等
(イ) (維持管理のみ)		年間運営計画等	プログラム運営提携契約書、実績報告書等

## 論点3 対象となる緑地の規模等をどのようにすべきか。

○規模要件案「緑地面積が敷地面積の30%以上かつ300㎡以上」に対し、「(緑地面積)300㎡という規模要件は小さい」、「敷地の規模要件もあった方がよい」というご意見を頂いたところ。  
⇒次の1.～3. (ただし、2. は案1～3のいずれか)とすることはどうか。

### 1. 原則として、①敷地面積、②緑地割合、③緑地面積の要件をすべて満たすものとする。

※ただし、建築物の開発を伴わない「既存緑地の質の確保・向上に資する事業」については、「敷地」の概念が当てはまらないため、規模要件①②は適用せず③緑地面積のみの適用とする。

### 2. 各規模要件は以下とする。

**(案1) ①敷地面積:原則1ha以上かつ②緑地割合:30%以上かつ③緑地面積:3,000㎡以上のものであるとする。**

<参考>

【敷地面積】①特定都市再生緊急整備地域における民間都市再生事業計画の要件(事業区域の面積):1ha以上、②開発許可の技術基準「樹木の保存等」の適用規模の下限:1ha以上  
【緑地割合】①30by30目標、②緑化地域制度で定める緑化率の最低限度(25%まで設定可能)を勘案  
【緑地面積】①東京都における民間開発で創出されたオープンスペース(公開空地)の面積規模における上位30%のライン:約2,500㎡を勘案、②敷地面積1ha×緑地割合30%:3,000㎡

**(案2) ①敷地面積:原則0.5ha以上かつ②緑地割合:30%以上かつ③緑地面積:1,500㎡以上のものであるとする。**

<参考>

【敷地面積】①都市再生緊急整備地域における民間都市再生事業計画の要件(事業区域の面積):0.5ha以上  
【緑地割合】①30by30目標、②緑化地域制度で定める緑化率の最低限度(25%まで設定可能)を勘案  
【緑地面積】①敷地面積0.5ha×緑地割合30%:1,500㎡

**(案3) ①敷地面積:原則1,000㎡以上かつ②緑地割合:30%以上かつ③緑地面積:300㎡以上のものであるとする。**

<参考>

【敷地面積】①緑化地域制度における敷地面積の下限(原則として敷地面積1,000㎡以上の建築物の新築または増築の場合。)  
【緑地割合】①30by30目標、②緑化地域制度で定める緑化率の最低限度(25%まで設定可能)を勘案  
【緑地面積】①敷地面積1,000㎡×緑地割合30%:300㎡、②市民緑地や生産緑地地区の下限面積:300㎡

### 3. 面的な広がりを創出する観点から、複数緑地における事業も対象とし、その場合は以下の取扱とする。

○複数の緑地の合計面積で③緑地面積以上とする(個々の緑地の面積は300㎡以上)。

○②緑地割合について、一定の割合分はその他の緑地の面積を緑地面積に算入可。

# 論点3 対象となる緑地の規模等をどのようにすべきか。

○事業の対象となる複数の緑地の取り扱いについて、以下の①～④までの考え方を対象とすることはどうか。

- ①複数の緑地が、隣接する場合は一団の緑地として対象とする。
- ②複数の緑地が隣接していない場合においても、一つの街区内にあり、一体として緑地の機能を発揮する場合は、一団の緑地として対象とする。
- ③複数の緑地が、複数の街区に跨る場合においても、街区単位で隣接し、一体として緑地の機能を発揮する場合は、一団の緑地として対象とする。
- ④複数の緑地が、街区単位でも隣接していない場合においても、一定の地域内(近隣住区※程度)において、一体の緑地の機能を発揮する場合は、一団の緑地として対象とする。(主体が複数いる場合、協議会等の主体間の連携体制があり、かつ地域間の緑地に関する計画を有していること。)

※ 近隣住区＝幹線道路等に囲まれた概ね1km四方(面積100ha)の居住単位

上記①～③のイメージ



上記④のイメージ



## 論点4 評価項目について(プレトリアルの実施含む)

### <評価項目全体及び各評価項目の具体的な内容に関する委員意見とその対応>

#### <評価項目全体に関する事項>

○ TNFDやCDPの動向を踏まえると、「生物多様性の確保」の大項目を「生物多様性・自然資本」としても良いと思う。

⇒大項目を「生物多様性の確保(自然資本の保全・回復)」に修正。

○ にぎわい創出は非常に重要。項目に入れるべき。

⇒にぎわい創出に係る評価項目を追加。(追加5)

○ 「Well-beingの向上」について、安心・安全・尊厳、心身の健康、豊かな経済、魅力ある地域の4つの概念に並び替えてはどうか。

⇒「Well-beingの向上」内の評価項目を並び替え。

○ 評価項目の満点を超えて先進的な取組をどう評価するのか。

⇒「その他先進的な取組」の評価を追加。

○ TNFD提言との整合性を図るべき(グローバル中核開示指標に関する項目追加、依存・インパクト経路の考え方による分類)。

⇒評価項目の追加等。(追加2、追加4)

#### <各評価項目の具体的な内容に関する事項>

○ 暑熱対策として、緑陰以外にも水景等もあるのではないか。

⇒項目5に水景を追加

○ 自然地形の保全と既存樹木の保全はレベル感が異なる。

⇒項目における評価として、点差をつける。  
(自然地形保全>既存樹木保全)

○ ユニバーサルデザインについて、バリアフリーだけでなく多言語対応の視点も重要。

⇒項目24に多言語対応の視点も追加。

○ モニタリングの実施と、その結果の反映の二つの要素が分かるような表現が必要。

⇒項目40の記載を修正。

○ 土地・地域特性について、把握だけでなく、計画設計に反映していることが重要。

⇒土地の成り立ちや、行政計画等を把握したうえで、計画・設計に反映している点を追加。

# 論点4 評価項目について(プレトリアルの実施含む)

## <プレトリアル審査 実施概要>

### 大手町の森 (東京都千代田区)

#### ①新たに緑地を創出し、管理する事業



- ・2014年より都市再開発の中で地上歩行者空間や環境に配慮した開放性の高い緑地を整備
- ・SEGES、ABINC、DBJ等既存認証を複数取得

#### 書類審査

1. 委員意見を反映した評価項目および仮評価基準を作成
2. 既存認証制度取得時の申請書類および、評価項目および仮評価基準を提示して提供可能な書類を提供いただいた。
3. 評価項目及び仮評価基準に基づき評価を行うとともに、課題を把握

#### 現地ヒアリング

- ・実際の緑地空間や維持管理状況の把握、取組の背景についてヒアリング
- ・評価項目及び仮評価基準の課題を把握

実施日:2023年11月27日(月)



### 駿河台緑地 (東京都千代田区)

#### ②既存の緑地の質の確保・向上に資する事業

- ・2012年より改修工事を行い、生物多様性に配慮した庭園へリニューアル
- ・TNFD LEAPアプローチの具体例として公表



実施日:2023年11月22日(水)

### 書類審査・現地ヒアリングを通じて把握された課題

#### ○評価方法の形式に関する課題

- ・取組数で評価する指標の検討。(例えば、食餌植物の選定、巣箱の設置等の取組の評価。)

#### ○審査に係る手続きコストに関する課題

- ・レベルの高い評価基準を満たすための手続きコスト(大量の書類の提出)

#### ○ネガティブなインパクトへの対応に対する評価

- ・生態系への影響が大きい野生生物(ネコ、ネズミ等)の侵入への対応に対する評価。
- ・台風による倒木等に備えた事前の安全対策に対する評価。

#### ○コンセプト等の継承の仕組みに対する評価

- ・人が変わってもコンセプト等が受け継がれるための仕組み(マニュアルの整備等)の評価。

# 論点4 評価項目について(プレトライアルの実施含む)

## <評価項目案の一覧(修正後)>

視点	カテゴリ	No	必須 選択	地域 枠	項目
気候変動対策	CO2吸収・固定	1	必須		CO2吸収源としての高木植栽・育成を行っているか。
		2	選択		CO2吸収・固定に資する木材利用を行っているか(持続可能な森林から産出される木材の利用)。
		追加1	選択		舗装等がライフサイクルを通じたCO2排出削減を行っているか。
	CO2排出削減	3	選択		CO2排出抑制に貢献する建築物の緑化(屋上・壁面緑化)を行っているか。
		4	選択	○	ヒートアイランド対策として風の道を形成する緑地となる植栽・配置としているか。
	暑熱対策	5	選択		熱中症対策として緑陰が形成される植栽を行っているか(その他の対策(水景の設置等)含む)。
		6	選択	○	雨水貯留浸透(流出抑制)に貢献する緑地整備・管理を行っているか。
	水害対策	7	選択		再生材(天然素材含む)を使用しているか。
		8	選択		資源を有効利用しているか(落葉や剪定枝等のバイオマスの活用等)。
	資源循環	9	選択		自然地形や土壌、既存樹木の保全・再生(表土還元含む)を行っているか。
10		選択	○	一定規模以上でまとまりのある緑地が確保されているか。	
生物多様性の確保(自然資本の保全・回復)	自然地形等の保全・再生 生息・生育環境の量的確保	追加2	選択		雨水の利用や節水等の水使用量の削減をしているか。
		11	必須		緑地等(樹林や樹木)が階層構造を形成しているか。
	多様な生息・生育環境の確保	追加3	選択		動物の生息・生育環境を形成する取組をおこなっているか(食餌植物の使用、巣箱の設置等)。
		12	選択		草地や水辺(水域から陸域)がエコトーンを形成しているか。
		13	選択		希少種の生息環境を保全しているか。
	周辺環境との調和	14	選択	○	生態系ネットワーク形成に資する緑地であるか。
		15	必須		地域に根差した植生の創出を行っているか。
	生態系への影響の低減	16	選択		外来種の侵入防止・防除を実施しているか。
		17	選択		農業・化学肥料の制限を行っているか。
		追加4	選択		有害化学物質・プラスチックが含まれる資材の使用の制限をしているか。
18	選択		動植物に影響を及ぼす光害を抑制した照明計画としているか。		
19	選択		生物多様性に配慮した木材の調達を行っているか。		
20	選択		生物多様性の理解につながる環境教育を行っているか。		
Well-being 志向	安心・安全な空間の形成	21	選択		防犯面・利用面における安心・安全な空間となっているか。
		22	選択		災害時の避難場所となる空間が確保されているか。
		23	選択		緩衝緑地があるか。
	24	選択		緑地があらゆる人の利用に対応しているか(バリアフリー、多言語対応等)。	

視点	カテゴリ	No	必須 選択	地域 枠	項目
Well-being 向上	公開性の確保	25	必須		公開性を有しているか。
		26	必須		身体的な健康の増進に資する施設やプログラムがあるか。
	心身の健康の増進	27	必須		安らげる空間としての休憩施設等の環境整備を行っているか。
		28	選択		自然とのふれあいができる場や機会の提供を行っているか。
		追加5	選択		人流を増やすためのプログラムがあるか。
	ウォーカブル	29	選択	○	地域のウォーカブルな空間の形成に資する緑地となっているか。
		30	選択	○	周辺環境の向上に資する沿道緑化をしているか。
	景観の向上	31	選択		統一されたデザインコードで設計されているか。
		32	選択		緑地内の施設(舗装や休憩施設など)がその緑地と調和しているか。
		33	選択	○	歴史・文化的価値の高い樹木を保全しているか。
地域コミュニティの形成	34	必須	○	地域コミュニティの形成に資するプログラムがあるか。	
	35	選択		農園の整備や活用プログラムがあるか。	
農の活用	追加6	選択		その他先進的な取組を行っているか。	
	36	必須		実施体制が確保されているか。	
マネジメント・ガバナンス	事業(整備、維持管理、モニタリング、運営)計画	37	必須		事業の実施責任者が明確か。
		38	必須		事業の目的や目標が明確になっているか。
		39	必須		事業の目的や目標を踏まえた適切な整備・維持管理等の実施計画となっているか。
		40	必須		モニタリングを実施する計画があり、モニタリング結果を維持管理に反映する枠組みがあるか。
	専門家の配置	41	必須		事業計画の作成や事業の実施の中で緑地の専門家や造園技術者が関与しているか。
		42	必須		維持管理等のマネジメントに必要な資金を確保する仕組みがあるか。
	資金調達	43	必須		緑地に関する情報を開示しているか。
		44	必須		地域住民等とコミュニケーションを取っているか。
	情報の開示	45	必須		土地の成り立ち(地形や歴史)を把握した上で、計画・設計に反映しているか。
		46	必須		土地及び周辺地域の自然的環境や社会的状況を把握した上で、計画・設計に反映しているか。
土地の成り立ち	47	必須		法的位置づけを把握した上で、計画・設計に反映しているか。	
	48	必須		関連する行政計画や地域の計画等の内容を把握した上で、計画・設計に反映しているか。	
行政計画等	49	必須		課題の把握、目標の設定が適当か。	
	目標設定				

コア評価(必須・選択)

ベース評価(全項目必須)

土地・地域特性の把握・反映

[注釈] ・赤字は前回からの変更点、赤囲みは追加項目を示す。  
・地域枠: 地域の価値向上をもたらす取組の項目